

國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

法学部フェロー制度のオンライン環境における有効性と成功への課題

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 宮内, 靖彦 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002161

法学部フェロー制度のオンライン環境における有効性と成功への課題

宮内 靖彦

【要 旨】

法学部フェローは、2020年度、コロナ禍において、在宅勤務によるオンライン面談を実施しなくてはならなくなった。ZoomやOffice365等を駆使して実施することができ、また、相応の効果を上げたが、その設定の過程において、フェローの学内的な立場の脆弱性やフェロー制度じたいの今後に向けての様々な課題が明らかになった。それらを踏まえて、ポスト・コロナ時代のフェロー制度をさらに展望するための課題を検討する。

【キーワード】

フェロー、法学部、インターネット、オンライン指導

1. フェロー面談のオンライン化の経緯と、本学の制度的問題の露呈

2020年1月以来、パンデミックとなった新型コロナウイルス（Covid-19）の感染が日本に及び、いわゆるコロナ禍が発生したため、大学への学生の登校の停止と、すべての授業が全面オンライン化されたが、それに伴い、フェロー面談も、通常のフェロー室における対面による面談指導は不可能となった。しかし、学生の学修を止めることはできず、また、オンライン授業においては、学生各自が孤立し、さらに学修が困難となるため、学修に伴走し援助する者が必須となる。このようなオンライン環境下での授業・学修におけるフェローの面談指導の実施とその可能性を模索したのが、令和2年度（2020年度）のフェロー制度の課題であった。

授業のオンライン化が決定された年度開始の4月のうちに、フェロー面談もオンライン面談の可能性を検討した。フェローのオンライン面談の実施をゼロから設定するにあたっては、いくつかのハードルがあった。そして、そのハードルは、フェローの学内の地位または扱いの脆弱性を露呈するものであった。

（1）フェローのオンライン面談の手段の確立

フェローは、通常、フェロー室における対面指導を行ってきており、オンラインでの指導は想定されていなかった。そのため、オンラインで指導しようとするれば、学生とオンラインで面談できる態勢を整える必要がある。大学は、MicrosoftとOffice365の法人契約を結んでいるが、授業をオンライン化するにあたり、大学じたいは、多くの他大学と同じく、Zoomを利用することとなった。そのため、学生がアクセスしやすいように、フェローに

についても、Zoomをフェロー面談に利用することとした。

しかし、当初、Zoomは専任教職員のみ利用に限定されていたため、フェローに新規にZoomアカウントの発行を求める必要が生じた。そこで、教育開発推進機構事務課を通じて情報システム課に申請し、態勢を整えた。

本学のZoomアカウントは、専任教職員や学生のKEANアカウントに紐付けられているため、同じく、既にKEANアカウントを発行されているフェローも、各人のアカウントを取得することが可能であるが、最終的に、フェローのオンライン面談用のアカウントとして、新規にKEANアカウント2個が発行され、そこにZoomアカウントが紐付けられることとなった。フェローは、1日に2名勤務であるため、2個のアカウントが機能すれば面談は可能となるが、いささか、その理由がフェローの学内の立場の不安定さをのぞかせるものであったのは残念である。

つまり、その理由として挙げられたのが、一つがZoomに振り向けられる予算の問題であるが、もう一つは、フェローによるZoomの私的流用の危惧であった。専任教職員や学生などは、ZoomアカウントをKEANアカウントごと无条件に付与されたが、フェローは、その立場があくまで「アルバイト」であるため、付与そのものに特別な手続を要するというハードルがあった。また、「私的流用の危惧」を挙げるのであれば、専任教職員であっても、その可能性は全く排除されないのであって、フェローについてのみ問われるというのは、フェローが本質的には教育者であるにもかかわらず、学内的な地位としては、そのように扱われておらず、ましてや、信用もされていないということが図らずも露呈したこととなった。

なお、フェローのZoomアカウントを独自に発行することの弊害として、セキュリティ確保のため、フェローのZoomアカウントのパスワード管理は法学資料室が行うことになった。「濫用防止」のためには、毎朝、アカウント・パスワードを変更する必要が生じ、変更の度にZoomから変更メールが届くが、フェローのZoom用KEANアカウントはメーリング・リストであるため、法学部・教育開発推進機構・情報システム課の多数の教職員が、直接の関係もないのに受信することになる。これも、フェロー各自にZoomアカウントを発行すれば抱えなくて済む問題である。そのような面倒と不便をわざわざかかっているわけであるが、その必要があるのか。大いに疑問なしとしない。

(2) フェローの在宅勤務の実施とその実現に向けての学内的な障害

新型コロナウイルスの猖獗は、さらに教職員等の出校をも脅かすほどのものとなったため、フェローも、出校してフェロー室からのオンライン面談を行うことは、取りやめとせざるをえなくなった。ここで、フェロー制度開始以来初めて、在宅勤務を検討しなくてはならなくなった。しかし、ここで生じた問題は、これまた、フェローの学内的な地位の脆弱性を示すものとなった。

つまり、フェローは、前述のように、学内的にはあくまで「アルバイト」であることが

障害になっていることが判明した。アルバイトは出校した上での業務しか想定されておらず、学外の教員としては兼任講師以外の職種は本学にはないため、フェローが在宅勤務に移行することが制度的に想定されていないのである。通常のアルバイトであれば、専任教職員からの個別具体的な指揮命令に従い業務を遂行すれば十分であるから、専任教職員の指揮監督の目の届く範囲での業務の遂行が必要であろうが、フェローの趣旨目的は教育の専門家による個別指導であり、各自が必要な業務を自ら判断し遂行する能力が必要とされ、そのような任務と権限が与えられている点において、専任または兼任教員と異なるものではない。しかし、この点が、「アルバイト」という地位では読み込まれず、逆に、フェローの広範な活動の制約となっていることが判明したのである。

しかし、フェローの本旨を実現するためには、在宅勤務でも指導できる態勢の構築が必要である。学修支援センターを通じ、人事課に、アルバイトとしては例外的に在宅勤務の承認を求める申請を行い、フェローの月ごとの「在宅勤務報告書」の提出という条件の下に許可を得ることとなった。同報告書の提出は、在宅状況においてフェローが勤務を怠っている状況にないことを確認することを目的としている。ここにおいて、再び、専任教職員の監視下でないフェローの怠惰が疑われているわけであるが、その発想じたい妥当ではない。指揮命令を受けるだけのアルバイトは、勤務地に所在して常時勤務態勢にあることに価値があるが、フェローが教育指導する基盤は自身の研究であって、むしろ教員に準じる職種であり、専任または兼任の教員の在宅勤務と対比する必要がある。そのようなフェローが自宅において勤務していないとは、どのような状況をいうのか。フェローは、面談と指導が主な業務であるが、面談と指導をしていないときには、業務を遂行しているとはいえないのか。ここにも、フェローを「アルバイト」の地位に置いておくことの制度的な問題が露呈しているといわざるをえない。つまり、本学の制度は、今だに、教員による単独の直接指導しか想定していない明治以来の旧態依然たる制度のままであり、柔軟性に欠けているということである。

2. フェローのオンライン面談の手段方法の設定と改善

フェローのオンライン面談の仕組みを学内的に確立する一方で、学生とのインターフェースを確立する必要がある。つまり、学生からのオンライン面談のためのアクセスをいかに確保するかという問題であり、そのための設定は以下に行った。

(1) オンライン面談の予約方法

まず、フェローのZoomによるオンライン面談のためには、ZoomのミーティングIDを発行し、学生に伝えるところから始める必要がある。その予約方式として、前期は、学生のKEANメールによる予約を受け付けることとした。そのため、フェロー10名のKEANのメールアドレスを公開し、面談を希望する曜日のフェローに予約申込メールを送り、面談

を担当するフェローがミーティングIDを返信して、指定の時間にミーティングを開始することとした。その際、特に希望するフェローがいない場合は、曜日担当の2名のいずれが担当するかを決める必要があるが、フェローが在宅勤務であり、同じ空間で担当者を決めることが難しいため、なおさら同じ情報を把握し相談できる状況の確保が必要となる。そのため、面談希望者には、予約メールを曜日担当フェロー2名両方に送信することを求めた。また、万が一、面談希望が同じ時間帯に集中する場合を想定し、面談希望時間は第3希望まで届け出ることを求めた。

実際の実施においては、2つの問題が判明した。

- (i) 予想されていたことではあるが、メールの2名への送信という手続は、面談希望者にとって、やはり煩瑣であることが判明した。フェローを自ら利用する積極的な学生にとっては、指示されたことを実行することは困難ではないが、教員の指示に基づき面談を求める学生や、面談するかどうかわからない学生にとっては、このような技術的に些細なことが、面談をしない決断をするきっかけとなってしまう。
- (ii) 第2の、そして、より重大な問題として、本学の学生は、KEANのメールアドレスは有しているが、Office365の利用権限の存在や、Outlookメールの見方を知らないことが判明した。そのため、フェローがミーティングIDを記したメールを学生のKEANのメールアドレスに返信しても、学生が気付かず、面談の機会を逸してしまうことが頻発した。本学の学生は、入学後、K-SMAPY発信のメールを転送設定することを教務課から指導されるため、大学からのメールはすべて自身が指定したプライベートなメールアドレスに届くものと思い込むことが多い。そうではなく、OutlookメールとK-SMAPYメールとは別であること、また、さらに、Office365の様々なオンライン・アプリを利用することが可能であることが、入学後にきちんと指導されていないと思われる。この点、学生のネットリテラシー教育を怠っているといわざるをえないが、その弱点がそのまま被害となって現われている。この弱点は、後述のように、後期に予約方式を変更した後も、同じ課題として残存しており、大学がデジタル・トランスフォーメーションを実現しようとするのであれば、対学生面において早急に改善すべき欠点である。

上記のようなメールによる予約方式の問題を改善するため、2020年度後期は、本学が法人契約しているMicrosoft Office365内のFormsを利用した予約方式へと変更した。学外のサービスであっても、カレンダーによる予約アプリを利用するのが面談希望者には便利であろうが、学生情報のセキュリティを考えた場合、あくまで、大学が契約しているインフラを利用することが妥当であろうと判断したためである。本学法学部ホームページ上にフェローのための固定ページを作った上で、曜日ごとに設定した面談フォームのURLを埋め込み、リンクを貼って、面談予約フォームへのアクセスを可能とした。また、学生は様々な私的なメールアドレスで予約する傾向があり、Zoomミーティングのセキュリティ確保も図る必要があった。そのために、KEANのアドレスとパスワードによる予約のみを

受け付けることとして、面談予約資格者の本学学生への限定を徹底した。

この方式への変更の結果、学生の面談予約のハードルはかなり低くなったといえる。また、フェローも、面談希望者情報を共有し、面談担当の決定も容易になっている。

なお、面談希望者がキャンセルする場合もあり、その場合、予約を受け付ける同じフォームを通じたキャンセル処理はできないため、別途、面談キャンセル・フォームを作って、対処した。

(2) フェローのオンライン面談の学生への周知方法

フェローのオンライン面談を学生に周知するにあたっては、従来行ってきた広報の方法を越えるものがあるわけではない。チラシ（図表1参照）を作成し、それをホームページ上掲載するとともに、教務課を通じてK-SMAPY掲示メールへの添付と説明、教員に授業を通じた広報を徹底して依頼し続けるしかない。

新規に行ったこととしては、予約フォームのリンクを貼ってあるフェロー・ホームページのQRコードをチラシに貼ったり配布したりして、スマートフォンによる予約フォームへのアクセスの円滑化を図ったことである。

図表 1



(3) フェロー相互およびフェロー・資料室間の連絡の円滑化

通常、フェローは毎朝出勤時に法学資料室に立ち寄り、出勤の確認と指示・資料の受領を行っていたが、オンラインの時期には、それが不可能となる。さらに、資料室との連絡も、メールや電話を通じたものとならざるをえず、コミュニケーションが図りづらくなる傾向があった。そこで、資料室との連絡のために、情報システム課に特別に依頼して、Office365内のTeamsを利用する権限をフェローに付与し、資料室・フェロー間、フェロー相互間のコミュニケーション円滑化の手段として提供した。

また、資料の共有のためには、学部FD委員のOneDriveの一部を共有フォルダとして設定し、フェローに渡すべき資料や、教員の業務依頼ファイルの受け渡しなどの用に供した。

(4) 様々な業務のオンライン化

フェローは、勤務し面談を実施するたびに、様々な文書を提出する必要がある。それらもオンライン化する必要が生じた。

まず、個々の面談ごとに作成していた「学生指導記録」をForms上で記録することとした。その結果、これまでで紙に記載していたものを、面談しながらキーボードで入力することが可能となった。また、学部側も即時のデータ収集が可能となり、データ収集のペー

パーレス化、業務の効率化が図れた。さらに、これまでは、年度末にアルバイトを別途雇って、データ整理を行ってきたが、そのための人件費の削減も可能となった。

面談者には、任意で「フェロー・アンケート」を提出してもらってきたが、このアンケートもFormsで提出するものとした。また、フェロー・アンケート・フォームへのアクセスも、そのためのQRコードを発行し、アンケート収集のオンライン化・円滑化を図った。

3. フェローによる答案作成オンライン講座の実施

大学教育は、講義と演習を通じて、学生の科目への理解を進め、自ら考え判断することができるようになることを目標としているが、一方的な講義だけでその目標を達成することが難しいことから、諸外国で当然のように、T.A.、チューター、フェローといった制度が併設されてきており、法学部のフェロー制度も、かかる教育方法のグローバル・スタンダードを実現するものである。講義がマクロな指導であるとすれば、フェローの指導はミクロ面からのサポートにあり、面談指導は主要な任務の一つであるが、学生の学修上のニーズとしては、講義以下・相談以上のニーズがある。答案やレポートの書き方指導はその一つであり、講義担当教員が逐一行うには、講義の時間にその余裕がなく、他方で、フェローが個々に指導しているのでは、全体的な効果は上がりにくい。そこで、フェローが、授業時間外の特別講座として、答案やレポートの作成講座を開くことは、重要な学修サポートの手段となる。

しかし、対面指導を行ってきた時期においても、このような企画はなされてこなかった。オンライン授業の環境に入り、学生が孤立する環境に押し込められたとき、その学修成果をいかに発揮するかという問題が生じ、その発表の方法がわからなければ、学生の学修意欲が減退することは目に見えているが、実際にそのような状況が現出した。

そこで、オンライン授業の時期であるからこそ、「フェローによる答案作成オンライン講座」を企画し実施することとした。もっとも、かかる企画したい初めてであったため、講義との連携での実施を模索し、実施可能な専任教員を募集したが、どの教員も自身の授業に手一杯で集まらなかった。そこで、まず、学部FD委員がみずからの科目で試行し、他科目へ拡げることとした。つまり、前期は、国際法の講座を開き、後期に複数科目を開講する企画を進めることとした。

前期の国際法科目は、講義担当教員の指定した問題を、国際法を専門とするフェローがスライドを用いて解説したムービーを作成し、講義担当教員のOneDriveで学生に共有する形で視聴を促した。その経験を踏まえて、後期は、法学部全体の企画を立ち上げ、憲法・行政法・刑法・民法・国際法・政治学の6科目について実施した。後期の企画と実施は学部FD委員が担うこととして、上記6科目の講義担当教員各1名の協力を得て、作問を集め、各科目を専門とするフェロー各1名にその解説をスライドを通じて展開してもらうこととした。後期はそのスライド・ムービーをフェローのZoomアカウントでクラウド録画し、

録画URLを学生に共有することによって視聴を促すこととした。広報には、オンライン講座チラシを作成し、各科目のZoom録画へアクセスするためのリンクを貼る方式を採った(図表2参照)。

なお、オンライン講座を視聴した感想を集めるため、チラシ内にオンライン講座アンケートへのQRコードを貼り、視聴後アンケートを収集することとした。行政法と国際法では、授業過程に組み込み、教員担当科目のK-SMAPYメールで視聴を促し、独自アンケートも収集した。

図表2

フェローによる答案作成オンライン講座 (2020年度後期)

Zoomクラウド録画の視聴方法
 ① 視聴したい自由のリンクをクリック→ログイン画面
 ② パスコードを入力してログイン→視聴
 ③ 視聴後、オンライン講座アンケート(下記)にご協力下さい

【憲法】松村好憲 先生「裁判所の自律性について、議院の自律性と対比して論ぜよ」
 松村先生のオンライン講座はこちら (パスコード: kXlqp2uZ) (約26分)

【行政法】青木洋英 先生「事例問題：公務員の飲酒運転への懲戒処分事例(次ページ参照)」
 青木先生のオンライン講座はこちら (パスコード: ASX7w1IG) (約34分)

【刑法】三代川邦夫 先生「事例問題：首による報復の事例(次ページ参照)」
 三代川先生のオンライン講座はこちら (パスコード: dfR+&T4k) (約37分)

【民法】清水 悠 先生「民法第94条第2項の類推適用と登記の公信力の関係を説明しなさい」
 清水先生のオンライン講座はこちら (パスコード: LjU2%rm) (約23分)

【国際法】中澤祐善 先生「国家承認の創設的効果説と宣言的効果説について」
 中澤先生のオンライン講座はこちら (パスコード: 92Vb?d=L) (約20分)

【政治学】金子賢樹 先生「コンストラクティヴィズムの理論が国際政治学に対して与えた影響について、事例を挙げながら、1000字以内で論じてください」
 金子先生のオンライン講座はこちら (パスコード: PqdfU+1H) (約27分)

<フェロー答案作成オンライン講座アンケート>
 フェローのオンライン講座を受講したら、アンケートにお答えください
 *アンケートは講座ごとにご回答ください
 *下記リンクまたは右のQRコードからアクセス→KEANアカウントでログイン
 アンケートはこちら

4. オンライン環境下におけるフェロー指導の結果

(1) オンライン面談実施の結果分析

フェローの面談がオンラインになったとはいえ、フェローの面談指導の内容や、講義担当教員からの業務依頼の内容が変わるものではない。

講義担当教員からは、レポート課題の指導依頼もあり、例年の如く、行政法関係科目のレポート指導が多数に上っている。その結果、来談者総数は545名となった。これは、例年の対面指導の時期と比べ、例えば、前年度の769名の利用と比べて、約7割となる(図表3および4・本稿末尾参照)。

この7割という数字の意味をどのように読み解くべきであろうか。来談者数では減少しているが、2020年度は、そもそもコロナ禍のため、授業そのものが4月に開講されず、フェロー面談も開かれていなかった。また、7月と1月の来談者数が伸び悩んでいるが、これはフェロー制度が定着してきた結果、この3年間、期末試験直前の7月や1月に利用者数が激増するのが常態化してきていたところ、2020年度は期末試験も実施されず、平常点かレポートによる評価で終わったためであって、2020年度の減少はコロナ禍を原因とするものである。

フェローによる「学生指導記録」から見る限り、学生来談目的は、授業担当教員がフェローの指導を受けるよう指示をした場合が397件、指示はなくとも課題内容についての質問が98件であり、これは、来談者の中の、それぞれ69.2%、17.1%であって、合わせて約86%に上っている。残りの約14%が自主的に質問に来たことになる。フェロー制度は、学

生の自主性よりも、授業・レポート・試験等に連関させてこそ有効に機能することが示されているといえよう。

学生が面談後に回答する「フェロー・アンケート」も、例年、600～800件の回答があるが、2020年度は281件の回答に留まった。学生は、ただでさえフェローに会うことじたいに「緊張」を感じるのに、コロナ禍の授業や面談のオンライン化が学生の大学サービスへのアクセスと学修をどれだけ困難にしたかがわかろうというものである。他方で、教員の指示による場合であっても、一度面談を受ければ、その結果にはほとんどの場合に満足が表明されており、「レポートが書けそうに思えるようになった」とか「自分で気づかなかった点がわかった」といった感想が示された。そういった学生は、その後、リピーターともなっている。

以上の結果は、突然のオンライン環境に放り出されたことで、学生の戸惑いがどれほどのものであったかを示すに余りあろうが、逆に、オンライン下で孤立しがちな学生の学修支援・教員の教育支援を、フェローはオンライン下でも十分に担えることが証明されたといえよう。学生のネット・リテラシーが向上すれば、利用状況はさらに改善されることが期待される。

学生のマクロとミクロ両面からの教育指導を通じた能力涵養という点では、フェロー制度の周知徹底と、学生への学修支援の側面だけでなく、講義担当教員の「教育開発」の中でのフェローの積極利用と位置づけの明確化が重要となってきた。

(2) フェローへの業務依頼状況

授業担当教員からフェローへの業務依頼数は、例年より多く、2020年度は67件に及んでいる（図表5参照）。このうち、7月の業務依頼数が突出して多いのは、例年依頼されているレポートや期末の答案作成へ向けての指導・評価・認定業務の依頼が、今年度は激増したことを意味している。オンライン授業期に特徴的な依頼としては、答案作成オンライン講座の作成と録画や、Zoomのライブで行われる大規模な授業の補助や技術支援があった。その他、授業内課題の採点、授業時小テスト解答の配布と指導、ゼミのプレゼンへ向けてのコメントやアドバイスなどが依頼されているが、これらも、オンライン授業期に特有の依頼内容に変わっている。

いずれにせよ、オンライン授業を行うときこそ、授業担当教員にとっても、フェローによる授業補助のニーズは高まりこそすれ、なくなることはないことを示しているといえよう。

(3) フェローによる答案作成オンライン講座アンケートの結果

オンライン講座一般のアンケートの回答は、結局、11件しか集められなかったが、他方で、行政法と国際法の授業で行った独自アンケートには、計302件の回答があった。本来であれば、これらの視聴者は一般アンケートにも回答することが期待されているのに、回

答されていない。他の科目についても、同様に、視聴はしてもアンケートへの回答が忘れられたり、スルーされたりしてしまっていることが推測される。オンライン講座チラシへの掲載では、視聴後に直接アンケート・カードを渡せないこともあり、アンケート収集に効果がないということであろう。これは今後の課題である。

視聴した講座が答案の作成方法を知るのにどれほど有益であったかについて、学部アンケートにおいて5段階評価で尋ねたところ、数少ない回答においても、平均4.64の高評価を得ていた。国際法独自アンケートで、動画を見て、答案の作成方法が理解できたか聞いたところ、視聴者21名中、「よくわかった」3%、「だいたいわかった」71.4%、「少しわかった」9.5%であり、合わせて約95%が答案作成方法の概要を理解できたことがわかる。行政法独自アンケートでは、動画を視聴して、事例問題に対する自信がついたかという質問に対して、視聴者192名中、「大きく自信がついた」4.2%、「自信がついた」34.4%、「少し自信がついた」56.9%であり、ここでも、合わせて約95%の視聴者が事例問題の解き方に理解を示し始めている。

これらの状況を踏まえれば、全体として答案の書き方を伝えるという面で成功しているといえる。

記述欄にも、「分かりやすく、時間的にもちょうど良い長さだった」「丁寧な説明でとても分かりやすかった」というシンプルな回答の他に、答案の書き方が実際にわかるようになったという回答が非常に多く、企画の趣旨は実現されたといえる。授業外にフェロー講座を実施することの有用性が示されたといえよう。

5. 今後のフェロー制度の展開と発展への課題

(1) フェロー10人体制の維持と発展

学生の学修支援としては、現在、フェローは月曜日から金曜日まで毎曜日2名、計10名で展開している。10名の中に法律系・政治系の専門のフェローの両者を含み、また、法律系科目の専門も公法・私法をバランスよく配置できている。その意味で、現在の10名という体制は、現状の指導状況においては十分な規模と態勢を保持していると評価できる。したがって、現在のレベルでの学修支援を行うには、少なくとも現在のこの体制を維持する必要がある。

しかし、現状の学修支援は、レポートの作成方法の指導やチェックを除けば、学生の自主的な支援要請への応答に依存するところが大きい。講義のマクロ面を補うミクロ面からの学生の学修能力の涵養というフェローの本旨の実現のためには、フェローの現在の利用方法はまだ不十分といえる。

今後は、学修支援や教育支援にとどまらず、上述のように、講義担当教員の側で、フェローをいかに自らの「教育開発」の中に組み込んでいくかということに検討の重点を移していくことが課題となってきたといえよう。オックスブリッジやハーバードに範をとった

制度として、その趣旨を正面から追求する時期に来ているといえる。

そのための方策として、現在、兼任講師とフェローの兼担も試みられているが、この方式の拡大や、フェローをFDマターから教務マターへ移管した上でのフェローの兼任講師としての採用、個々の授業に付き、支援する授業支援者としての改編などが考えられよう。そのためには、教務委員会との連携や新たな教育者としての地位・予算枠組の創設が必要となる。

(2) 判明した大学全体の制度上の問題

フェローのオンライン面談の設定と実施を通じて、本学の様々な制度は、変化する社会環境への対応力が低いことが明らかとなった。その制度の柔軟性の欠如は、大学として再考すべきであろう。アルバイトと在宅勤務の関係問題に見られるように、教育者には幾種類もの段階があるにもかかわらず、兼任講師でなければアルバイトとしてしか位置付けられない本学の雇用体制の問題は最たるものである。

また、在宅勤務を例外的措置として、通常の報告以上の報告書を求めるような屋上屋を架す対応は、非常時に、平時の手続きをとっているといわざるをえない。そこには、これまでこれでやってきたから、これでいいのだという思い込みと偏見、古い観念への執着、それらに基づく新しいものへの懐疑、新しい環境への適応不全がある。

オンライン環境への適応度の低さは、さらに改善すべき問題であろう。KEANメールの発行数の制限、デフォルトではフェローがTeamsやFormsを利用することができず、特別に申請しなくてはならないようなことに示されているように、専任教職員以外の者へのサービスの吝嗇、Teams・Formsをアクティベートするプロセスが二度手間であることなど、細かいことだが士気を低下させる事象には事欠かないのが本学の現状と言わざるをえない。

コロナ禍が過ぎ去った時、プレ・コロナにただ戻るだけであれば、また、国民がそれに安心を感じるのであれば、日本社会の将来は危ういと言わねばならないだろう。人間に変わらないことは一つしかない。それは、人間は変化し続けるということである。変化に適応できなければ、衰滅するしかないであろう。そうならないためにも、変化への柔軟な対応が可能な体制の整備が不可欠であろう。

図表3 2020年度 7エロ一利用実績表

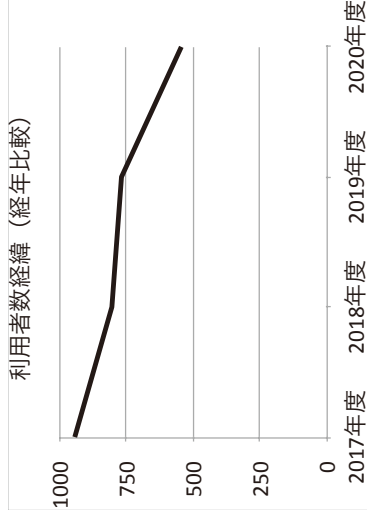
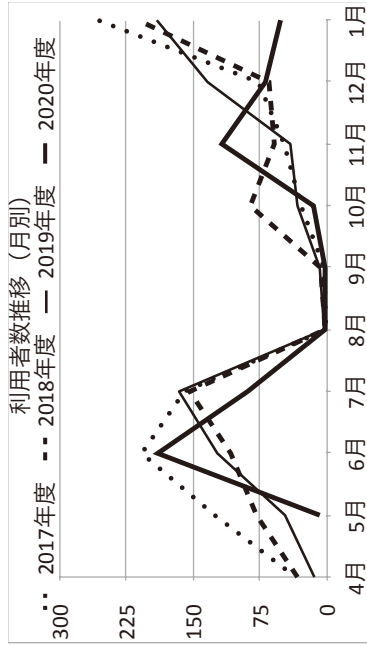
	4月			5月			6月			7月			8月			9月			
	回数	来談数 件数	依頼 人数	回数	来談数 件数	依頼 人数	回数	来談数 件数	依頼 人数	回数	来談数 件数	依頼 人数	回数	来談数 件数	依頼 人数	回数	来談数 件数	依頼 人数	
月				4	1	1	5	43	43	1	4	15	15	5	1	2	0	0	0
火				4	4	4	5	36	36	3	4	4	4	9	1	2	0	0	0
水				3	0	0	4	22	22	0	5	2	2	2	1	2	0	0	0
木				3	2	2	4	68	68	4	5	64	64	9		1	1	1	0
金				3	1	1	4	21	21	0	5	4	4	2		1	1	1	0
計			0	17	8	8	22	190	190	8	23	89	89	27	3	8	2	2	2

	10月			11月			12月			1月			計				
	回数	来談数 件数	依頼 人数	回数	来談数 件数	依頼 人数	回数	来談数 件数	依頼 人数	回数	来談数 件数	依頼 人数	回数	来談数 件数	依頼 人数		
月	4	2	2	4	23	23	3	19	19	1	2	6	6	29	110	110	9
火	4	2	2	3	33	33	4	20	20	1	3	12	12	30	111	111	15
水	4	1	1	3	16	16	4	12	12	1	3	11	11	29	65	65	6
木	5	3	3	4	22	22	3	9	9	0	3	10	10	28	179	179	24
金	5	7	7	4	24	24	4	9	9	3	4	13	13	30	80	80	13
計	22	15	15	18	118	118	18	69	69	6	15	52	52	146	545	545	67

図表4

利用者数推移

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
4月	35	33	14	8
5月	126	79	47	190
6月	208	108	123	89
7月	160	154	166	2
8月	1	2	3	2
9月	3	7	8	2
10月	29	86	33	15
11月	48	59	41	118
12月	77	65	134	69
1月	257	212	191	52
計	944	805	769	545



図表5

業務依頼数

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
4月	3	6	0	0
5月	1	4	1	3
6月	9	6	2	8
7月	6	10	7	27
8月	5	0	0	0
9月	0	0	0	0
10月	5	1	0	9
11月	5	0	1	0
12月	5	1	0	6
1月	4	3	3	5
計	43	31	14	67

